

令和2年度姫島ITアイランド構想推進のための動画制作及びWEB情報発信業務
企画提案競技募集要項

1. 競技に付する事項

(1) 業務名

令和2年度姫島ITアイランド構想推進のための動画制作及びWEB情報発信業務

(2) 目的

県では、姫島村と連携し、村内にIT企業・人材を呼び込み、新たな雇用の場と活力の創造を目指し、IoT等の先端技術による地域課題解決を目指す「姫島ITアイランド構想」を推進し、もって県全体の産業の活力創出を図ることとしている。

本事業は、県外のIT企業や人材に対して、ITアイランド構想を掲げる姫島村の魅力（ワーケーションやサテライトオフィスなどに加え、人々の営みや自然環境、生活環境など、様々な魅力）を発信し、姫島村に呼び込むべく、主に動画サイトでの発信を前提とした動画を制作するとともに、公開時にWEBメディアやWEB上のプレスリリースメディアなどを通じた情報発信を行うことを目的とする

(3) 業務内容

令和2年度姫島ITアイランド構想推進のための動画制作及びWEB情報発信業務仕様書のとおり。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(5) 限度額

5,500千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (3) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (4) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (6) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者

- ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 提案審査への応募

提案する委託業務について、以下のとおり応募すること。

(1) 募集期間

令和2年12月7日から令和2年12月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出書類、提出方法

以下①～④の書類（④の提出は任意とする。）について、令和2年12月22日午後5時15分までにEメールにより提出すること。なお、Eメール送信後、その旨を大分県商工観光労働部先端技術挑戦室（TEL:097-506-2061）へ、電話にて連絡すること。

- ① 企画提案競技参加申込書（様式1） Word ファイル又は PDF ファイル
- ② 誓約書（様式2） Word ファイル又は PDF ファイル
- ③ 見積書 PDF ファイル
- ④ 企画内容プレゼン書類（様式任意、A4サイズ、全10枚以内）PDF ファイル

(3) 提出先

大分県商工観光労働部先端技術挑戦室
a14270@pref.oita.lg.jp

(4) その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式3）」を提出すること。

4. 審査について

(1) 審査方法

別に定める提案競技審査委員会で審査し、最優秀提案1件を選定する。

(2) 審査基準

- ・事業目的に照らして、妥当な提案となっているか。
- ・企画提案の内容が優れており、効果が期待できるか。
- ・事業を行う上で適切かつ効果的な事業実施体制となっているか。

5. 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、「質問票（様式4）」により、Eメールにて令和2年12月17日（木）16時までに照会してください。なお、Eメール送信した後、その旨を

大分県商工観光労働部先端技術挑戦室（TEL:097-506-2061）へ、電話にて連絡すること。

質問に対する回答は、受付後2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）以内に、大分県ホームページに掲載します。

（1）質問提出先：大分県商工観光労働部先端技術挑戦室

E-mail：a14270@pref.oita.lg.jp

（2）回答の場所

大分県ホームページ>組織から探す・所属一覧>商工観光労働部・先端技術挑戦室

6. その他

- （1）委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- （2）事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- （3）参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- （4）提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。
- （5）虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- （6）参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- （7）公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- （8）業務の全部を一括して又は主たる部分（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により県の承認を得たときはこの限りでない。
- （9）本事業の受託者及びその他の制作関係者、実施体制（企画提案書記載部分）は全て県庁ホームページに公表する。

7. 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部先端技術挑戦室（担当：高倉）

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

TEL 097-506-2061

FAX 097-506-1728

メール a14270@pref.oita.lg.jp